

堺市立北八下小学校いじめ防止基本方針

1. いじめに対する基本認識

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」である。

本校のすべての教職員は「いじめほどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、できる限り支援を行い、守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2. 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちのいじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳、特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等について学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめが誘発・助長・黙認されることがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題について定期的に点検して改善を図る。(アンケート・学年会等)
- (6) 子ども理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスにならないよう、一人ひとりを大切にした授業づくり等、日々の授業工夫改善を図る。

3. 早期発見に向けて

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校は全力で実態把握に努める。

- (1) 子どもがいじめに目を向ける。(チェックリストを使う)
- (2) 子どもの声に耳を傾ける。(作文・日記など)
- (3) 子どもを行動をしっかりとみる。(休み時間のようなす チェックリストなど)
- (4) 保護者と情報を共有する。(連絡帳・電話・家庭訪問など)
- (5) 地域と日常的に連携する。(関係機関との連携)

4. 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に解決を図る。そのときは関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 担任等が抱え込まないように、学校全体で組織的に取り組む。
- (4) いじめた子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) いじめが解消した後も子どもの様子をしっかりとみておく。

- (6) 「いじめに係る行為が止んでいる状態が、3か月間継続している」場合、及び「被害児童が、心身の苦痛を感じていない」場合に、いじめは解消されたとする。

5. いじめアンケート調査の実施

毎学期実施する。重大事態が生じたときはさらにアンケートを実施する。

6. 「いじめ不登校対策委員会」の組織の活用

従来より校内に設置されている「いじめ不登校対策委員会」を活用する。

構成員は校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・生徒指導主任・養護教諭・当該学年教職員全員とする。

事案によってはスクールカウンセラー等も構成員とする場合がある。

- (1) いじめが生じたときは速やかに「いじめ不登校対策委員会」に報告する。窓口は教頭・生徒指導主任とする。常に委員会として情報を共有する。
- (2) 報告があったとき速やかに委員会を開き、事実確認等の今後の対応策を練り実行する。
- (3) いじめ問題等に関する指導記録を保存し、子どもたちの進級・進学・転学にあたっては適切に引き継いだり情報を提供できるような体制をとる。
- (4) 必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者等外部専門家を招聘して対応する。
- (5) 研修等も企画立案し実施する。

7. ネット上のトラブル対応について

携帯電話・スマートフォンの普及に伴い、携帯電話等のメール・SNS等を利用したいじめなどについては、関係機関と連携を図り、ネット上のトラブルの未然防止に努める。

ネット上の不適切な書き込みが生じたときは、被害の拡大を避けるために速やかに削除の措置をとる。

8. いじめ防止対策における留意事項

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。
- (2) いじめを知らせてきた子どもの安全を確保する。
- (3) いじめを見ていた子どもにも自分の問題として捉えさせる。たとえ止められなくても誰かに伝える勇気をもつように指導する。
- (4) いじめをはやしたてるなど同調した子どもには、それもいじめであることを指導する。

9. 重大事態への対処について

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態、及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態のことをいう。

- (1) あってはならないが、もし重大事態を認知したならば速やかに堺市教育委員会に報告し、学校、もしくは教育委員会が設置した調査機関のもとに事実確認等、徹底した調査に努めその調査結果についても教育委員会に迅速に報告する。
- (2) 重大事態に対する対応については教育委員会の助言を仰ぎながら積極的に対応する。